

## ■ 祭礼等からの暴力団の排除の申請方法について

### 1. 暴力団排除条例の目的

暴力団組織として、活動資金につながるような暴力団活動をするを防ぐこと

#### 丹波篠山市暴力団排除条例

第9条 祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者は又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、当該行事から暴力団等を排除するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、警察等の関係機関と連携し、行事主催者等において前項の措置が講じられるよう、当該行事主催者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

### 2. 行事主催者の役割

- (1) 出店者から出店申請書、誓約書、本人確認書、出店従事者一覧の提出を求める。
- (2) 出店者からの書類がすべて整ったら、篠山警察刑事生活安全課に照会する。(様式1)
- (3) 篠山警察刑事生活安全課から出店者の確認結果を口頭で受ける。
- (4) 行事主催者は、出店者に対して出店（不）許可を通知する。

### 3. 出店に伴う提出書類

出店者 A・・・露天商

→出店申請書（様式 2-1）、誓約書（様式 3-1）、本人確認書（様式 4）

出店者 B・・・出店者が公的機関・団体であっても利益が特定の民間法人や個人の所得になる場合

→出店申請書（様式 2-1）、誓約書（様式 3-1）、本人確認書（様式 4）

出店者 C・・・出店者が公的機関・団体であって、利益が特定の民間法人や個人の所得にならない場合

→出店申請書（様式 2-2）、誓約書（様式 3-2）、本人確認書【代表者のみ】（様式 4）、出店従事者一覧表（様式 5）

出店者 D・・・出店者が公的機関・団体であっても、アルバイト等を雇って販売等を行う場合

→出店申請書（様式 2-2）、誓約書（様式 3-2）、本人確認書（様式 4）

出店者 E・・・出店者が公的機関・団体であっても、学生をアルバイト等で雇って販売等を行う場合

→出店申請書（様式 2-2）、誓約書（様式 3-2）、出店従事者一覧表（様式 5）  
【学生証の写しが必要】

出店者 F・・・公的機関・団体や自治会、学校関係などの組織が主催の秋祭り、文化祭などの催事で、自らが販売を行う場合

→申請の必要なし